

議案第39号

木津川市空家等対策協議会設置条例の一部改正について

木津川市空家等対策協議会設置条例（平成29年木津川市条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年8月31日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」の一部が改正されること等に伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例（案）

木津川市空家等対策協議会設置条例（平成29年木津川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（設置）</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第8条第1項</u>の規定に基づき、木津川市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>（1） <u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関すること。</p> <p>（2）～（4） （略）</p> <p>（任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第7条第1項</u>の規定に基づき、木津川市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>（1） <u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関すること。</p> <p>（2）～（4） （略）</p> <p>（任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>委嘱した日から</u>2年とする。</p>

2・3 (略)	2・3 (略)
<u>4</u> 委員は、任期満了後も後任者が委嘱されるまでは、その職務を行う。	
<u>5</u> (略)	<u>4</u> (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第2条の改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第39号 木津川市空家等対策協議会設置条例の一部改正について	
担当課	都市計画課 開発指導係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の一部が改正されることに伴う、条ずれの改正のほか、委員の任期について、任期満了後、後任者が委嘱されるまでの取扱いに関する規定を新たに追加します。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布（6月14日） 課内で協議・検討を行い、改正案を策定 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	6 快適で住みよい生活環境と、豊かな自然に恵まれたまちづくり
	政策分野	13 都市基盤
	施策	② 住宅 イ. 市民の安心・安全な生活環境の確保
概算事業費 (単位：千円)	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度（令和5年度） <input type="checkbox"/> 複数年度（ 年度） 1,252千円 空家等対策事業費	
将来にわたる効果及び経費の状況	空家等対策協議会委員が不在となる状況を解消し、空家等対策に関する協議を円滑に行うことができます。	